

京都市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則を公布する。

令和3年3月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第69号

京都市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第14条第2項の規定により設置する標識（以下「標識」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識の記載事項)

第2条 標識には、「歴史的風致形成建造物」及び「京都市」の文字を記載するものとする。

(標識の設置場所)

第3条 標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)